# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0	)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

# 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年2月から同年 7月までは24万円、同年8月から同年10月までは22万円、同年11月は28 万円、同年12月は20万円、14年1月は24万円、同年2月は22万円、同年 3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年 7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月から15年1月までは22万円、 同年2月は26万円、同年3月は22万円、同年4月は26万円、同年5月及び 同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は24万円、 同年 10 月は 28 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月は 28 万円、16 年 1 月 は26万円、同年2月から同年6月までは24万円、同年7月は28万円、同年 8月から17年3月までは24万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6 月から同年8月までは24万円、同年9月から同年11月までは30万円、同年 12 月及び 18 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月から同年 6 月ま では28万円、同年7月から同年9月までは24万円、同年10月及び同年11 月は26万円、同年12月は28万円、19年1月は26万円、同年2月は28万円、 同年3月から同年6月までは26万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年 9月は30万円、同年10月から同年12月までは32万円、20年1月は34万円、 同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月から 同年9月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月1日から20年10月1日まで

A社に平成13年2月1日から22年12月20日まで勤務したが、給与から 天引きされた厚生年金保険料とねんきん定期便の保険料が大きく違ってい る。給与明細書及び源泉徴収票を添付するので、申立期間の標準報酬月額を 正しい記録に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の 保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改 定又は決定し、これらに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された賃 金台帳及び申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又 は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成13年2月から同年7月まで は24万円、同年8月から同年10月までは22万円、同年11月は28万円、同 年 12 月は 20 万円、14 年 1 月は 24 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月は 26 万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月は22 万円、同年8月は24万円、同年9月から15年1月までは22万円、同年2月 は26万円、同年3月は22万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月 は30万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は24万円、同年10 月は28万円、同年11月は24万円、同年12月は28万円、16年1月は26万 円、同年2月から同年6月までは24万円、同年7月は28万円、同年8月から 17年3月までは24万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月から同 年8月までは24万円、同年9月から同年11月までは30万円、同年12月及び 18年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月から同年6月までは28万 円、同年7月から同年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は26万円、 同年 12 月は 28 万円、19 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 28 万円、同年 3 月か ら同年6月までは26万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は30 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 32 万円、20 年 1 月は 34 万円、同年 2 月は32万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月から同年9 月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、オンラインに記録されている標準報酬月額が、上記の賃金台帳及び給与明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の賃金台帳及び給与明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月10日から同年6月1日まで

② 昭和44年12月31日から45年1月1日まで

高校卒業と同時にB社に入社し、同社C営業所に配属されたが、同営業所が販売会社に変わり、所員全員がA社に出向となった。同社では、営業職よりも事務職として働き、途中、同社D支店に転勤したこともあったが、昭和44年12月31日に退職するまで、一度も辞めたことは無く、退職金は同年12月に1回受け取っているのみである。申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことは納得がいかないので、厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の 供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(A社本社から同社D 支店へ異動)、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと が認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、当該期間及び当該期間前後におけるA社D支店における従業員の厚生年金保険被保険者資格取得日はおおむね1日付けであることから、昭和41年6月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険 厚生年金保険被保険者原票における昭和41年4月の記録から、2万8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付に係る当時の資料を保存していないことから不明としており、

これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、複数の同僚及び当時の上司は、申立人は年の暮れまで勤務していた旨供述しているものの、具体的な退職日については記憶していない。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録の離職日は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日である昭和44年12月30日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、B社本社事務所及びA社には申立人に係る人事記録等の資料は無く、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 989

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から51年7月まで

夫が会社の同僚から会社員の妻も加入した方が良いと勧められたことから、夫がA市B支所で国民年金の加入手続をして、同支所で保険料も納付した。申立期間が未加入、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年9月頃に払い出されており、同年8月27日に任意加入被保険者として資格を取得している上、申立人の夫は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことから、制度上、当該期間を遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間は未加入期間となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の夫が会社の同僚から会社員の妻も国民年金に加入した方が良いと勧められて国民年金に加入し、保険料を納付したと述べているが、申立人の夫は申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付額、その納付場所、納付時期についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人の夫は、申立人が現在所持している年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 990

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料及び51年1月から54年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から54年3月まで

国民年金は大切なことと思っていた母親から、私が成人したと同時に婦人会を通じて国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、実弟と連番で昭和54年4月頃に払い出されており、特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によれば、52年4月から54年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、国民年金の加入手続後、遡って納付可能な国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、付加保険料についても、申立期間当時から納付していた と述べているが、任意で付加保険料の納付を申し出ている場合は、制度上、遡っ て付加保険料を納付することはできない上、申立期間の一部が過年度納付され ていることから、申立人の主張は不合理である。

加えて、申立人は、現在所持している年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料及び51年1月から54年3月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 岐阜国民年金 事案 991

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成元年4月まで

A社を退職した昭和63年3月頃、B市役所C事務所で国民年金と国民健康保険の加入手続をし、その後は、毎月、両方の保険料を一緒に金融機関で納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月頃、国民年金の加入手続をしたとしているところ、 申立人のオンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年2月頃、D県E市において払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、その時期を基準とすると、申立期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間である。

また、申立人は現在所持している年金手帳以外に交付を受けた記憶は無いと述べており、申立期間当時居住していたB市において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、保険料納付状況について関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正6年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から33年1月1日まで 私は、昭和30年4月から、A社B班長の下、C現場監督の指揮下でD工 事の後、E工事及びF工事に従事した。申立期間を厚生年金保険被保険者期 間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び申立人から提出された昭和33年1月2日付けのG 事務所前で撮影した写真から、期間の特定はできないものの、申立人は、A社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当社の従業員名簿で申立期間の申立人の名前が確認できないため、申立期間は、当社での厚生年金保険加入ではなかったと思われる。厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保存されておらず、申立人の申立期間における保険料控除の確認はできない。」旨回答しているところ、上記従業員名簿の申立人の被保険者期間は、オンライン記録と一致している。

また、A社において申立人と同日の昭和33年1月1日に資格取得している同僚2名は、「昭和33年1月1日以前からA社のD工事に従事していた。」旨供述をしている。

さらに、オンライン記録によると、上記の写真で確認できる同僚は、A社における厚生年金保険の記録は確認できない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月25日から62年6月1日まで 昭和61年8月25日にA社に入社し、定年まで勤務した。同社から交付された「定年退職者退職金の算定について」でも、入社日は同日となっている。 申立期間は同社で勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の社員名簿及び申立人が所持する同社が交付した「定年退職者退職金の 算定について」により、申立人が昭和61年8月25日に同社に入社し、申立期 間に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の申立人の資格取得日は昭和62年6月1日となっている上、同社は、「申立人は、入社当時はアルバイトとして勤務していたと思われ、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の入社日と資格取得日を比較したところ、社員名簿で確認できる入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違している者が複数名いる上、申立人より前に入社していたにもかかわらず、申立人より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者もいることから、A社では、申立期間当時、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月19日まで

② 昭和37年5月8日から38年9月1日まで

新聞の求人欄を見てA社に昭和36年10月に入社し、38年8月に退職するまで溶接業務に従事した。間を空けることなく、同僚が設立したB社に転職した。申立期間において、それぞれの会社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に当時勤務していた複数の同僚は、「申立人のことを知らない。」旨供述しており、申立人の当該期間における勤務実態についての供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和37年3月19日に4人の同僚が被保険者資格を取得しているところ、当該同僚は死亡又は連絡先が不明であることから、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、当該期間直前の昭和36年5月1日に複数の同僚が被保険者資格を取得しているが、当該同僚は、「同日に入社した者はいなかった。」旨供述していることから、A社では当時、一定期間内に採用した者をまとめて加入させていたことがうかがえる。

加えて、当該期間直後の昭和38年6月5日に被保険者資格を取得した同僚の一人は、「昭和38年1月に入社した。」旨供述している。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、A 社は、昭和52年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている 上、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の当該期間における 勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、B社の事業主が、「申立人は、当社に昭和37年5月か

ら勤務していたと思う。」旨回答していることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所台帳によると、同社は昭和38年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となった以前から同社で勤務していたとする同僚に照会したところ、この者からは、適用事業所となる以前から保険料が控除されていたとする供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月15日から34年12月20日まで 申立期間においてA県B市にあるC社に勤務していたが、申立期間の厚生 年金保険の記録が欠落している。

会社の言うとおりに働いていたが、会社からは社会保険のことを全く聞かされていなかった。このような事情を鑑み、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が所持している写真等から、期間の特定はできないものの、申立人が、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録によると、C社は、昭和 33 年 6 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、32 年 10 月 15 日から 33 年 6 月 9 日までの期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、同僚の一人は、「C社においては、社員の中でも厚生年金保険に加入している者と加入していない者がいた。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人のことを記憶している同僚の一人は、C社における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

加えて、C社の事業主からは回答が無いことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は当時の給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月1日から57年5月1日まで 申立期間において、標準報酬月額は20万円だったはずであるが、昭和50年5月の随時改定により標準報酬月額が20万円から15万円となって以降、 オンライン記録の標準報酬月額は、20万円を下回っている。調査の上、正 しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てている。 しかしながら、オンライン記録によると、申立期間において、A社で申立人 と同じ職種であったとする同僚の標準報酬月額は、申立人と同額であることが 確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。 また、B健康保険組合における申立人に係る申立期間の標準報酬月額の記録 は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、遡及して引き下げられるなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。